

1. 議事日程

〔令和8年第1回安芸高田市議会 3月定例会 第23日目〕

令和8年3月18日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第2号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第3号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第4号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第5号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第6号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第7号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第8	議案第15号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例
日程第11	議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第11号 財産の無償貸与について
日程第13	議案第12号 安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例
日程第14	議案第13号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第14号 市道の路線認定について
日程第16	議案第22号 令和8年度安芸高田市一般会計予算
日程第17	議案第23号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
日程第18	議案第24号 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
日程第19	議案第25号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算
日程第20	議案第26号 令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算
日程第21	議案第27号 令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算
日程第22	議案第28号 令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算
日程第23	議案第29号 令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算
日程第24	議案第30号 令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算
日程第25	議案第31号 令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算
日程第26	議案第32号 令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算
日程第27	議案第33号 令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算
日程第28	議案第34号 令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算

- 日程第29 議案第35号 令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算
 日程第30 議案第36号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算
 日程第31 議案第37号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
 日程第32 発議第2号 安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書
 日程第33 発議第3号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第34 議会広報特別委員会への付議事件の追加について
 日程第35 議会改革特別委員会の中間報告について
 日程第36 議員派遣の件について
 日程第37 閉会中の継続調査の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである (なし)

4. 会議録署名議員

9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
----	---------	-----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 (16名)

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危 機 管 理 監	神 田 正 広
企 画 部 長	高 下 正 晴	市 民 部 長	内 藤 道 也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井 上 和 志	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 政 課 長	沖 田 伸 二	政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局 長	高 藤 誠	事務局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	波多野 奈 美



午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
続いて、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

大下議会運営委員長。

○大下議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議の運営につきまして、3月12日、議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。
追加案件となる議案第37号、発議第2号、第3号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決を行うことといたしました。
次に、議会改革特別委員会の中間報告を行うことといたしました。また、議員派遣の件については、中国市議会議長会定期総会に係る議員派遣について採決を行うことといたしました。

以上、報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番山根議員及び10番 児玉議員を指名いたします。



日程第2 議案第2号 安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第3号 安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第5号 安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第8 議案第15号 安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第2、議案第2号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」の件から、日程第8、議案第15号「安芸高田市B&G海洋センター設置及

び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して議題といたします。

本案7件は、総務文教常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

山根総務文教常任委員長。

○山根総務文教常任委員長

おはようございます。

総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年2月24日付で本委員会に付託されました議案の審査結果について、報告をいたします。

付託のあった議案について、3月2日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第2号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」は、国の法改正に伴い、不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与の通知を公示送達で行う場合、従来の書面掲示に加え、インターネット上での閲覧措置を可能とするため、所要の改正を行うもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「インターネット上で閲覧できるよう変更していくに当たり、ホームページの改修は必要になるのか。」との質疑があり、執行部より、「改修は考えておらず、ホームページの空きスペースで公開を想定している。」との答弁がありました。

次に、議案第3号「安芸高田市附属機関設置条例及び安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、起業支援補助金の審査や学校施設整備計画の策定を目的として新たな附属機関を設置するため、安芸高田市附属機関設置条例の改正と、附属機関の設置等に伴う整理及び危険鳥獣の緊急銃猟への対応を目的として、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例で定める非常勤の職員を整備するため改正を行うもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「新設される委員の報酬について算出根拠を伺う。」との質疑があり、執行部より、「起業支援事業補助金審査委員会委員は学識経験者によるもの。統合中学校新設及び吉田小学校移転基本構想・基本計画策定委員会委員は、他の委員の日額報酬に準じている。緊急銃猟実施員は県が示した金額に準じている。」との答弁がありました。また、委員より、「緊急銃猟実施員の人数を伺う。」との質疑があり、執行部より、「5名程度登録をし、実施員は2名を考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第4号「安芸高田市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件から議案第5号「安芸高田市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」の件の2議案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準拠しそれぞれ改正するもので、主な改正内容は、宿泊費を定額支給から地域別の上限額を設け

た実費支給に変更するほか、転居費等も実費支給とする。また、現行の日当を宿泊手当に改正し、宿泊費に応じて800円から2,400円を一夜当たりの定額支給とする。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「宿泊費について上限額の中で安価となるよう内規等で定める考えはあるか。」との質疑があり、執行部より、「できるだけ安価に済ませるようマニュアル等の整備に努めたい。」との答弁がありました。

次に、議案第6号「安芸高田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、令和7年8月7日付の人事院勧告を踏まえ改正を行うもので、主な改正内容は、通勤手当を現行の上限60キロメートル以上から100キロメートルへ変更し、60キロメートル以上の部分に5キロメートル刻みで新たな距離区分及び手当額を設けるもの。との説明がありました。

次に、議案第7号「安芸高田市過疎地域持続的発展計画の策定について」は、安芸高田市過疎地域持続的発展計画について、令和8年度から5年間を期間とする次期計画へ内容を改定するもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「計画期間中に新たに盛り込みたい案件が発生した場合、計画変更で対応できるのか。」との質疑があり、執行部より、「新規案件を盛り込む際は市の計画に記載される必要があり、計画変更の議決を得るのが一般的な流れである。」との答弁がありました。そのほか、各種事業の内容に関する確認がありました。

次に、議案第15号「安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、美土里B&G海洋センター体育館への空調設置が完了したことに伴い冷暖房使用料を新設するもので、使用料については1時間当たり税抜き1,000円とする。」との説明がありました。

以上の7議案について、慎重に審査し、採決した結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長 以上で委員長の報告を終わります。
これより質疑に入ります。
ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。
これより、本案7件に対する討論を行います。討論はありませんか。
(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。
ここで採決の方法についてお諮りします。
討論がありませんでしたので、本案7件については一括して採決させていただきますと考えますが、これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案第2号「安芸高田市行政手続条例の一部を改正する条例」の件から、議案第15号「安芸高田市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件までの7件を一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第8号 安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例

日程第11 議案第10号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第11号 財産の無償貸付について

日程第13 議案第12号 安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例

日程第14 議案第13号 安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第14号 市道の路線認定について

○石 飛 議 長 日程第9、議案第8号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、日程第15、議案第14号「市道の路線認定について」の件の7件を一括して議題といたします。

本案7件は、産業厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 産業厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年2月24日付で、本委員会に付託されました議案の審査結果について報告します。

付託のあった議案について、3月4日に委員会を開き審査を行いました。

議案第8号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」は、広島県の条例改正に伴い、県へ返還される生活衛生関係事務に係る本市手数料の規定を削除するため、条例を改正するもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「当該項目削除に伴う収入への影響は。」との質疑があり、執行部より、「令和6年度の実績では、生活衛生関係事務2件に係る手数料収入は計3万8,000円であった。」との答弁がありました。

さらに委員より、「市から県へ事務が戻ることになった経緯は。」との質疑があり、執行部より、「専門知識を有する職員の確保が困難であることや、人手不足などにより県への権限返還を希望する市町が多かったため。」との答弁がありました。

次に、議案第9号「安芸高田市ふれあいセンターこうだ条例を廃止する条例」は、コロナ禍以降の利用数が回復しないことに加え、維持管理費の増加や老朽化に伴う修繕費用の増加も見込まれていることから、公の施設としての役割の限定化、施設維持管理費の負担を考慮し、今年度末で用途の廃止をするもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「調理台が4台ある施設はほかになんということだが代替施設は。」との質疑があり、執行部より、「甲田地域交流センター、甲田小学校及び甲田中学校の調理実習室、旧小田東小学校について、それぞれ条件付きではあるが利用が可能であることを確認し、利用団体へお伝えしている。」との答弁がありました。

さらに委員より、「現在利用されている住民に、行政として今後どのようにサービスを維持するのか。」との質疑があり、執行部より、「デイサービス事業については、社会福祉協議会がほかの事業者と調整し受皿を決めている。介護保険事業は、場所を移転し継続の予定である。」との答弁がありました。

さらに委員より、「条例廃止により普通財産へ移行すると福祉保健部ではなく財産管理課が管理を行うことになるが、民間提案制度など、今後の活用については関係部署との連携を取りながら進める方針か。」との質疑があり、執行部より、「施設の有効活用に向けては様々な手法の一つとして民間提案制度の活用を行う。普通財産となった後、民間提案制度において福祉分野での活用提案があれば採用を行いたい。」との答弁がありました。

次に、議案第10号「安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」は、老朽化や利用者減少によりテニスコートの維持が厳しくなったことから、民間提案制度で協議を行った結果、合意に至り、普通財産として売却を予定しているためテニスコートの用途を廃止するもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「市として今後新たなイベント等の企画はあるか。」との質疑があり、執行部より、「民間事業者、市、国土交通省が連携し、土師河川空間のオープン化補助事業など国の補助制度の活用を検討している。まずは、駐車場の整備を進めつつ、10年先、20年先を見据えた新しい土師ダム周辺の在り方を考えていきたい。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「公園周辺の土地、駐車場管理は、管理棟の設置という認識でよいか。」との質疑があり、執行部より、「駐車場は有料となる予定で、精算機などの機械を設置する必要があるため駐車場管理という表現を用いている。」との答弁がありました。

次に、議案第11号「財産の無償貸付について」は、高宮地区工業団地における下水道処理施設の無償貸付について、平成3年、旧高宮町での契約締結後からこれまで5年ごと、6度の契約更新を行っている。この契約を更新するもの。との説明がありました。



次に、議案第12号「安芸高田市定住促進住宅設置及び管理条例」は、需要があっても入居基準を満たさないなどの理由で長期間応募がないことから、入居基準を緩和するとともに、効率的な事務を行うため、関係条例を整理し新たに条例を定めるもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「どのように定住の意思を確認するのか。」との質疑があり、執行部より、「第5条第1項第1号の入居を希望する住宅に継続して定住しようとする意思が明らかな者については、定住促進住宅へ応募するということをもって定住の意思があるとの判断をしたいと思っている。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「二地域居住、二拠点居住のような形態で応募した場合でも、この要件に該当すると判断されるのか。」との質疑があり、執行部より、「条例に基づき判断するものである。」との答弁がありました。

次に、議案第13号「安芸高田市有住宅条例の一部を改正する条例」は、吉田町常友の市有常友住宅と甲田町高田原の市有甲田住宅を令和8年3月末で用途廃止することに伴い、条例の別表から当該住宅を削除するものとの説明がありました。

審査の過程において、委員より、「施設廃止後の利活用についての現時点での方針は。」との質疑があり、執行部より、「今後の利活用については現在検討中であるが、市として最も有利になるよう検討している。」との答弁がありました。

次に、議案第14号「市道の路線認定について」は、東広島高田道路向原吉田道路の新設に伴い、主要地方道吉田豊栄線の一部を市に引き継ぐため、常友吉田線として市道の路線認定をするもの。との説明がありました。

審査の過程において、委員より、「市道へ移管される路線の一部に架かる橋について移管に伴う影響が生じるのか。」との質疑があり、執行部より、「稲田橋については、広島県が進めている多治比川の改良事業において架け替えが予定されている。」との答弁がありました。

以上、7議案について慎重に審査し採決した結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。

○石 飛 議 長

以上で、委員長の報告を終わります。

これより、本案7件に対する質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより、本案7件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

ここで採決の方法についてお諮りします。

討論がありませんでしたので、本案7件については一括して採決させていただきたいと考えますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、さよう決しました。

これより、議案第8号「安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例」の件から、議案第14号「市道の路線認定について」の件までの7件を一括して起立により採決いたします。

本案7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案7件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第16 | 議案第22号 | 令和8年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第17 | 議案第23号 | 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第24号 | 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第25号 | 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第26号 | 令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第27号 | 令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第28号 | 令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算 |
| 日程第23 | 議案第29号 | 令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算 |
| 日程第24 | 議案第30号 | 令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算 |
| 日程第25 | 議案第31号 | 令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算 |
| 日程第26 | 議案第32号 | 令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第33号 | 令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算 |
| 日程第28 | 議案第34号 | 令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算 |
| 日程第29 | 議案第35号 | 令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算 |
| 日程第30 | 議案第36号 | 令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算 |

○石 飛 議 長 日程第16、議案第22号「令和8年度安芸高田市一般会計予算」の件から、日程第30、議案第36号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件までの15件を一括して議題といたします。

本案15件は予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

児玉予算決算常任委員長。

○児玉予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

令和8年2月24日付で本委員会に付託された議案第22号から議案第36号までの15議案の審査結果の報告をいたします。

3月11日、12日、13日の三日間、委員会を開き、審査を行いました。

令和8年度当初予算は、主な事業が次の5項目、「対話による改革」、

「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」、「すくすく子育てとまなび」、「ぬくもりのふくしとシニアの底力」、「がんばる産業はまちの原動力」に区分されており、一般会計の予算規模は221億6,100万円で、前年度と比較して24億6,300万円の増でした。また、4つの特別会計予算は、前年度と比較して5,193万7,000円の増、下水道事業会計は3億5,138万6,000円の増でした。

総務部の審査においては、「DXShipひろしま」職員派遣について、県からの専門人材1名を受け入れ、DX推進部のCIO補佐官として全庁的な推進体制を構築すること、2026年度は「DXShip」の仕組みを活用し、DX対策推進のための基盤づくりを行い、2027年度から本格的にDX施策を実行していくことを確認しました。

企画部の審査においては、自治振興推進事業費の地域運営一括交付金の増額について、従来の見守り活動及び敬老事業に係る予算を一括交付金に統合したことによるもので、当該上乗せ部分については、今後3年をめどに段階的に減額し、生活支援員体制整備事業へ移行することを確認しました。

市民部の審査においては、合葬墓等、運営管理方法検討等業務委託について、また、合葬墓等の運営に向けての手法、料金体系、対象者などを検討する内容であることを確認しました。

福祉保健部の審査においては、吉田地区認定こども園の施設整備費について、総事業費は11億1,000万円であり、今年度分は造成工事費1億1,000万円と園舎建設費が国庫、市、運営法人の負担を含め約9億円となることを確認しました。

介護保険特別会計の審査においては、生活支援体制整備事業について、生活支援コーディネーターが地域の課題を抽出し、解決に向けて後押しする役割を担い、地域資源を必要とする高齢者とのつなぎ役を果たすこと。また、委託料の内訳は、主に生活支援コーディネーターの全市1名、各町1名、計7名分の人件費と、その活動に必要な事業費であることを確認しました。

教育委員会の審査においては、子どもの学び充実事業費について、従来の次世代リーダー育成海外留学事業を廃止し、新たにAI英会話システムを導入することで、生徒の発話機会を確保し、英語能力の育成及び英語への興味関心を高めていくことを確認しました。

産業部の審査においては、堆肥利用促進事業補助金について、補助金導入による来年度の活動指標の計画値は3,000トンを目標とし、市内で堆肥の生産を登録している業者から購入したものについては、1トン当たり1,000円もしくは購入金額の2分の1を補助していくことを確認しました。

次に、事業所省エネ設備導入支援事業補助金については、補助金は新規申請が基本で、前回申請し受給した企業は対象外となることを確認しました。

建設部の審査においては、内水対策の調査設計委託料について、雨水を一時的にためる雨水貯留浸透施設整備のため、測量や土地の選定、構造を検討する基本設計を作成するものであり、整備により3地区の浸水深を低下させ、床上浸水をゼロにする目標としていること。併せて、流域全体では下流への流出抑制対策に寄与するものであることを確認しました。

その他の各会計の歳入、歳出について審査した結果、予算額、予算規模、編成内容等は適正であると判断し、議案第22号から第36号までの15議案は全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

これより本案15件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案15件を個別に討論・採決を行います。

まず、議案第22号「令和8年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(「討論あり」と呼ぶ者あり)

討論がありますので、まず反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

秋田議員。

○秋 田 議 員 議案第22号「令和8年度安芸高田市一般会計予算」の件につきまして、賛成の立場で討論を行います。

まず、私は予算審議に当たり、2026年度予算編成基本方針を参考に審査に臨みました。その中で主に参考としたのが、予算編成の基本的な考え方でございます。

内容では、2026年度予算は財政の健全性を保持し、未来に向けた健全な行財政運営を実現するため、以下の方針により編成するとあり、3項目の中から抜粋すると、人口減少、少子高齢化、社会インフラの老朽化など、山積する課題に対し必要な政策や施策を立案し速やかに実行していくため、持続可能な行財政運営に向けた財政の健全化を進めるということで、特にここに注目をいたしました。

さらには、予算要求基準として、市民ニーズ、費用対効果、行政関与の必要性観点から、慣例にとらわれることなく見直しを行うため、シーリング対象の経費区分を決め、シーリング対象の合計が2025年度予算合

計の89.5%の範囲内を基準とするという部分でございます。こうした点を着眼点として審査に臨みました。

予算審議では、令和8年度会計別当初予算の一般会計では12.5%の増額予算となりました。このことは、先に述べた予算要求基準から考えると範囲内の基準から外れ、まずは理解することが必要ではとの判断から、令和8年度の主要事業を中心に、主には増額予算事業について質疑を行い、採決時の判断における参考といたしました。答弁といたしましては、全て理解できるものでございました。

内容で、歳入に関しては、市税、地方特例交付金、地方交付税、国県支出金等が増額となっており、自主財源である市税が若干の増額計上しており、国県支出金では、編成基本方針にあるように、制度の動向や内容を十分に把握し、交付基準に基づいて計上されているのだろうとの判断に至りました。

歳出では、今回注視したのは、DXに関する主要事業の予算計上で、総務部、福祉保健部、消防本部、教育委員会、議会事務局と多岐にわたっており、施政方針にもあるように、「市民の利便性の向上と行政のデジタル化を推進するため、DXを担う組織体制を整え業務の見直しと改革を進め、専門人材の確保と育成を強化すると。さらには継続的にDXを推進できる環境を構築します。既存の枠にとらわれることなく、行財政改革を常に意識し、持続可能な自治体運営を目指します。また、今後も市民が安心して暮らしていただける安芸高田市にしていくための改革を始める年になると考えています。」とございます。

このことは、本日全員協議会にて報告がある第5次職員適正化計画につながるものと考え、取組の充実を願うものであります。また、組織体制でDX推進課を配置されて、施策の推進に当たられることに期待をしております。特に注視したのが、生成AIの導入で、全庁的に事務効率化を図るとされています。

本市を持続的なまちにするために、急激に職員数を減らし行政サービスの低下を招かないようDXを推進し、行政サービスの維持や行政組織の効率化につながるよう望むところであり、繰り返して申し上げている行財政改革を常に意識し、持続可能な自治体運営を目指し改革を始める年度にしたいと思っております。

そのほか主要事業では、まちづくり助成金、生活支援体制整備事業、堆肥の利用促進、AI英会話システムの導入などが新規事業として予算計上しており、まちづくりの基本と市民生活に直結した事業あるいは本市の未来を担う児童生徒に対する支援などが考えられ、本市の未来へつながる施策であり、これらの事業が着実に執行されることを期待いたしているところでございます。

このたび、本市の指針となる第3次安芸高田市総合計画が策定されますが、昨日も総合計画審議会が開催されて答申があったところでございます。この計画の基本理念として、「百万一心、未来へつなぐ安芸高田

市」を掲げてあります。

この将来像実現のため、政策目標、施策分野、施策体系を位置づけた基本計画があり、来年度当初予算に計上された事業については、この一翼を担うものと考えます。

市長がお考えの対話による改革と、5つのビジョンを主体に取り組み、さらには議会との議論を深めながら前へ進むことは、つけを次世代に回さないことの一步となると考えます。

今回の各事業に対する予算編成が本市の全市民にとって、これからも安心して暮らし続けられる地域であることにつながることを強く望み、予算に賛成し討論いたします。

○石 飛 議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

益田議員。

○益 田 議 員 1番、益田一磨です。

本議案に賛成の立場で討論いたします。

本予算は単なる前例踏襲ではなくて、安芸高田市の行政運営を次の段階へ進めるための土台づくりの予算であり、その方向性を私は評価するものであります。

とりわけ、今年度はDX推進の基盤となる初年度として位置づけられる予算でありまして、DXShipひろしまによる組織体制の整備、生成AIの導入、LINEによる各種申請受付、会議システムの導入、タブレット活用の推進、デジタル人材の確保育成など、いずれも単発ではない全庁的な取組が並んでおります。説明資料においても、DX推進を継続的に進められる環境構築が明示されておりまして、この点高く評価すべきと考えております。

加えて、観光振興計画の策定が新たに事業化されまして、観光行政の指針づくりがいよいよ動き出す点も評価しております。観光施設改修や観光情報発信と併せて、観光分野を場当たりのではなくて計画的に前に進めようとする姿勢が見える予算ではないかと思っております。

質疑を通じて、秘書広報課ではSNSの運用支援について、副業型の地域活性化企業人を活用し、企画立案、動画編集支援、統合改善提案を担わせることが示されたと理解しています。

加えて、企画部では、ふるさと納税を含めて具体性を伴う指標や目標、これが答弁として示されるなど、個別具体的な目標指標を定める流れになっていることが非常に重要と捉えております。

本予算は藤本市長の色が少しずつ具体的な施策として表れてきた予算であると評価しておりまして、その上で、こうしたKPIや目標値については該当年度の決算審査において想定どおり評価できること、それから、項目によっては予想を上回る成果が示されることを期待しまして本議案に賛成をさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長 ほかに賛成討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第22号「令和8年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号「令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第23号「令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号「令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第24号「令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号「令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算の件」に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。
これより、議案第25号「令和8年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第26号「令和8年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和8年度安芸高田市吉田財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第28号「令和8年度安芸高田市中馬財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第29号「令和8年度安芸高田市横田財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第30号「令和8年度安芸高田市本郷財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第31号「令和8年度安芸高田市北財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第32号「令和8年度安芸高田市来原財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第33号「令和8年度安芸高田市船佐財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第34号「令和8年度安芸高田市川根財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第35号「令和8年度安芸高田市坂財産区特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算」に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第36号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第37号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長

日程第31、議案第37号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長

本案は職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、職員の旅費の例により算出するため所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長

議案第37号について、要点の説明をいたします。

国家公務員等の旅費に関する法律が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、本市においても職員の旅費に関する条例を改正いたしました。本案は、これに伴い関係する2つの条例についても旅費の算出基準を改正後の職員基準に準ずるものとするため、所要の改正を行うものです。

議案書を御覧ください。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

本案は、2条立てとなっております。1ページを御覧ください。

本案第1条関係、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、非常勤特別職の費用弁償についてです。

2ページをお開きください。

上段第3条の改正は、非常勤特別職の費用弁償について改正後の職員旅費条例に合わせて旅費の種類を整理しております。

2ページ下段からは、本案第2条関係です。

安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正です。

第3条の改正も、改正後の職員旅費条例に合わせ、証人等に支給する旅費の種類を整理するものです。あわせて算出額を職員の例に準拠させることとし、これに伴い不要となる別表を削除いたします。

3ページを御覧ください。

附則としまして、第1項において、施行期日を令和8年4月1日としております。第2項の経過措置につきましては、施行日以降に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については引き続き従前の例によることとしております。

説明は以上です。

○石 飛 議 長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、議案第37号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び安芸高田市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の件」を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

おおむね1時間が経過しましたので、ここで換気のため11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。



日程第32 発議第2号 安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書

○石 飛 議 長 日程第32、発議第2号「安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

南澤産業厚生常任委員長。

○南澤産業厚生常任委員長 発議第2号「安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書」について、提案理由の説明をいたします。

本意見書案は3月4日に委員会を開き、安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う陳情書を審査した結果、採択し提出するものです。

それでは、意見書の内容について御説明いたします。

バイオマス発電の建設予定地は民家に隣接しており、稼働後に想定される騒音、振動、臭気、景観への影響等について、地域住民の間では不安の声が寄せられています。また、木材チップ等の搬入に使用される道路は土手沿いで幅員が狭く、車両の離合が困難な箇所が見受けられることに加え、通学路として利用されていることから、児童・生徒の安全面でも十分な配慮が求められる状況です。

地域住民による意思確認を行った結果、当該地域住民の90%に当たる81件の反対署名が集まっており、現行の建設予定地での計画に懸念を抱かれています。このことは、事業の進め方や立地の在り方について、改めて丁寧な説明と合意形成が必要であることを示すものであります。

以上のことから、十分な合意形成がないまま計画が進行することのないよう、次のとおり慎重な対応を求めるものです。

1、現在の建設予定地について、住民の生活環境及び通学路の安全確保の観点から改めて検証すること。

2、民家との近接や道路条件等を踏まえ、検討を行うこと。

3、今後の検討に当たっては、地域住民への丁寧な説明と十分な合意形成を図ること。

なお、提出先は内閣総理大臣ほか別紙のとおりです。

何とぞ議員の皆様の御理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○石 飛 議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 今、委員長が提案された案件に対しては、私も当初から地域の皆さんの意見を聞き、そして厳しい地域の状況があるということも認識をしております。その上で今回、意見書を出すというふうな形になっておりますが、2点ほどまずは伺いたいと思います。

委員会の運営について、私も傍聴しておりましたけども、途中から休憩が入り、この意見書を出された皆さんを別室に招いて説明を聞かれた

んだと思います。

この秘密会ということでもないんでしょうけども、この手順として、秘密会等に資する場合には、委員会の全員の同意、委員会としての同意があった上で秘密会にするということなんでしょうけども、このこと自体が秘密会になるのかどうかということも定かではありませんので、その背景を委員長はどのようにされたかということ聞かせていただきたいと思います。

それから、もう一点は、今回意見書を出されておる皆さんのお気持ちというのは、先ほど言いましたように当初から十分理解をしております。その上で、2回ほど説明会を事業者がしたその中に私も参画をさせていただきました。そして、やり取りというのを聞かせていただき、今回提案されておる不安視されておる点というのを私もつぶさに聞かせていただいています。

特に1回目の説明で不十分、そして2回目のときには1回目のやり取りの質疑に対してのお答えをするということが主たる説明会であったように思います。そういった観点からして、私が聞いた範囲で、この委員長が懸念されておる3点について、私も当然だというふうには思っておりますが、2回目の説明でいきますと、通学路の関係については搬入量が当初考えていたよりかは少ないので、1日数回の搬入になるだろうというふうなことも聞かせていただき、道路の事情が悪いというのも当然私も認識しておりますが、その辺をどんなように今後するかという課題はありますが、そういった点からすると、もう少し事業者の話も聞いてみるべきじゃないかなというふうな気がしました。

今後、検討に当たって地域住民への丁寧な説明と十分な合意形成をということがあります。バイオマス発電の所管といいますか、資源エネルギー庁を中心に経済産業省が取り扱っていきますが、バイオマス発電の事業計画策定ガイドラインに沿った事業の進め方をしておるというふうに私も聞いておりますし、その辺は私自身もいろいろ調べておりましたけども、そういったことに基づいてやっておりますので、経済産業省に当然この報告をし、その報告を経産省が受けて判断するということになるかと思います。

そういったガイドラインに沿った取組をして、結果的に経産省が認めるか、認めないか、とりわけ2回の説明の中でかなり地域の皆さんの厳しい反対の意見も出ておりましたので、そういったところを当然しんしゃくをして判断するものと私は信じておりますので、そういった面からして、議会として地域の皆さんの意見を聞くというのは当然大事なことなんですけど、反対に、事業者の説明を議会あるいは委員会として聞き取ったのかどうか、そういったことがない中で、この判断ができるかどうかということを私は懸念をしております。

とりわけ議会というのは公平であるべきことだと思いますので、そういった状況からして、一方だけの意見を聞いて片方の意見を直接聞かな

いということの中での判断というのは、私は少し十分じゃないのかなという気がしておりますので、そういった懸念を持っておりますが、その辺あたりについて、委員長としてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長      ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

南澤委員長。

○南澤産業厚生常任委員長      熊高昌三議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、委員会の運営についてです。

このたびの委員会の休憩中の出来事については、議会基本条例第6条2項に、陳情や請願の審査に当たっては必要に応じ陳情提出者の意見を聞く機会を設けるように努めなければならないと定めがあります。これまで安芸高田市議会ではこういった例が過去にないことで、初めての取組でした。

本陳情については、委員会の中では事前に協議したところに置き、陳情書の内容から全会一致で賛成をしようということはあらかじめ共有できておりました。

したがって、本件は住民や学識経験者等から賛否の意見を聞いて参考にしようとする場合の公聴会、あるいは審査の充実を図るために行う参考人招致等とは異なるものであります。審査をする上で必要性のないことではあるんですが、先の議会基本条例に基づき意見を聞く機会を設けるように努めなければならないということで実施をしたものであります。

秘密会というふうに問われてるんですけども、もともと議会の正式な本会議でもありませんし、正式な委員会でもなく、先ほど言った公聴会でも参考人招致でもないという建付けの中、委員会の協議会という位置づけでお話を聞く機会を設けました。

委員会協議会の運営に関する申合せ事項という内規がございますが、ここに傍聴は原則受け付けないというふうに定めがあります。そういったことから、今回の運びとなりました。

2点目、片方の意見だけを聞いて事業者の意見を聞かないのはどうかということなんですけれども、先ほど申し上げましたとおり、根拠となるのは陳情提出者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならないというところ、また、あらかじめ委員会の中での協議会において、全会一致の方向が決まっていたという内容から行ったことであります。

また、本陳情は意見を提出することについての賛否で、意見を提出すべきでないという反対のほうの立ち位置というのは、なかなかちょっと、そういう立場、建設の賛成反対ではなくて意見の提出に対する賛否ですので、その辺りをおもんばかって、こういった運びになった次第です。

以上です。

○石 飛 議 長      答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 正式な委員会ではない、協議会であるというふうなおっしゃり方をしましたが、当日の委員会は正式な委員会であったというふうに認識をしています。

その上で私も後方で傍聴しておりましたが、安芸高田市議会委員会条例によりますと、19条には「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」というふうに書いてあります。また、20条では秘密会ということで「委員会は、その議決により秘密会とすることができる」というふうに書いてありますが、これ、あらかじめ確認をしておったということで、我々が傍聴する場でそういったことがされたというふうな状況が見てとれませんでした。

そういった内容からすると、基本条例も当然ありますけども、委員会の条例というものに基づいてやれば、これはふさわしくないのではないかなというふうな気がしております。それについては改めてお聞きしたいと思います。

そして、事業者の意見を聞くということがどうなのかということですが、やはり、この意見書提出については法令に基づいて経済産業省に出すものに最終的にはなってくるんで、法令に基づいてどのようになっているかということを確認する上では、両者の意見を聞くというのが公平性を持った議会のありようではないかというふうな形で思っておりますので、再度確認したいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

（「2つ目の質疑が捉えかねてるんですけども、もう一度お願いしていいですか。」の声あり）

○石 飛 議 長 再度、質疑の内容を説明いただけますでしょうか。  
熊高議員。

○熊高（昌）議員 先ほど2点目については、地域の皆さんが御心配されるようなことで反対をされるという形の中で意見書を出してほしいということが議会に申出がありました。

その意見書の中身を見ますと、2回の説明会がありましたということを行いました、そこの中にもかなり踏み込んだ、とりわけ2回目の意見交換会では出ておりました。

そういったことも含めて、どこまで議会が掌握しているのか。そのためには事業者であるほうの意見も聞く必要があるんじゃないかというふうに私は考えましたので、委員会としてその取組をされたのかという質問です。

○石 飛 議 長 熊高議員、反対という文言は全く出てないんですが、どの辺で反対というものが委員会で協議されたと言われているんでしょうか。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 冒頭申し上げましたように、私は当初から地域の皆さんとお話をしております。

そういった中で、反対という言葉が適切かどうか分かりませんが、か



なり反対という立場で運動されています。地元に行ったら反対という形でなのぼりも立っていたように認識をしておりますので、そういったことを含めて、そういった立場で意見書を出されたというふうに認識をしております。

○石 飛 議 長      では、答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長      まず最初の質疑です。委員会条例第9条についてですけれども、これは「委員会」という定義になっておりますが、正式な委員会ではないというのは先ほど述べたとおりです。正式な委員会では、現状、公聴会や参考人以外の形で陳情提出者の意見を聞く機会というのは定められておりません。したがって、任意のこれは協議会という形になります。そうなりますと、従うべきは、先ほども申しあげました委員会協議会の運営に関する申合せ事項に準じて委員会を行うべきというふうに考えられますので、そのように運営をいたしました。

2点目についてです。

事業者の説明状況等については、新しく入りましたSide booksのシステムの委員会のフォルダの中に、これまでのバイオマス事業に関する説明資料を全て格納されておりまして、委員間で共有しているものでございます。

内容としては、先ほど熊高議員がおっしゃった2回の説明会の後に、2回、その説明会の報告書のほうも配られており、こういった質疑が行われ、こういった回答がされているかについては、つぶさに把握しているものであります。

以上です。

○石 飛 議 長      以上で答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高（昌）議員      正式な委員会でないというふうにおっしゃるんですが、ここが一つの判断のポイントになるんですが、正式な委員会として委員会をされて、その途中で休憩をされたというふうには私は傍聴席で受け止めたんですね。

議員も聞けないような状況での会議であったということなんで、そのやり取りというのは当然私たちは見ることができませんでした。

そういった流れの中で、委員会条例ではそういった形にはなってない。だから、協議会ということをおっしゃいますけれども、委員会の中で協議をして、その中で休憩を取ってやったということなんで、その事前の手續というのが不可欠だろうというふうに思って、こういうふうに問うております。改めて、そここのところの確認をしたいと思います。

それから、事業者の意見を聞いたという代わりに、いろんな議事録、そういったものを共有したということですが、そういったことも含めて、協議会でやられたのかも分かりませんが、委員会の中でそういった文言が出たような記憶がありませんので、ですから正式な委員会で、やった、やらない、というところが一つのポイントにはなると思うんですが、そ

の辺りをどういうふうに認識されているか、改めてお聞きしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長 会議は熊高議員も傍聴されていらっしゃいましたので、休憩中の出来事というのは、もう正式な委員会でないことは明らかだと思います。

ただ、今回、陳情を提出された方の御意見を聞く場というのが、正式な委員会の中で、公聴会や参考人以外では位置づけられてないということで協議会という形で伺うことにしました。

今回、初めてこういったことを行ったわけですが、こういう運用をするのであれば、休憩中ではなく事前にやるべきであるなどということの一つ反省として思いました。また、傍聴について、これまで勉強会という形では、いろんな勉強会を産業厚生常任委員会として開いてきましたし、その際に総務文教の皆さんにも一緒にお声がけをする機会がございました。

こういった勉強会を開催していたことから、協議会の傍聴についての認識がちょっと私のほうも甘かったという点は反省をしております。今回、議決をいただく案件ですので、当然、皆さんにもその情報というのは共有しておくべきだったというふうに認識をしております。

この内規で、こういう傍聴の禁止のものがあるところについての認識の甘さというのは私の反省点であります。この内規については、令和3年の3月18日、ここにいらっしゃる大半のベテラン議員の私以上の期数の方にはですね、全員皆さん共有してるものだと思うんですが、この内規についても、今後、議会内で協議し見直す必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で、答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

益田議員。

○益 田 議 員 あわせて質疑で伺いたいと思います。

まず、今回の発議案で建設予定地の再検証、民家との近接や道路条件を踏まえた検討、そして丁寧な説明と十分な合意形成、この3点を国に求める形になっていると理解しています。

特に地域住民の方々、90軒のうち81軒、9割に上る反対署名が集まっていることが一つ重要な判断材料になっているものと受け止めております。

私自身も昨年8月27日、地域住民の方に向けた事業者の説明会には参加させていただきましたが、そこで1点確認したいのが、この反対署名の部分は8月27日の説明会より前に集められたものなのか、後に集められているものなのか、説明会の前後どちらになるのかというところで1点お伺いをしたいと思います。

加えて、現在までに説明会の開催、先ほど同僚議員2回と発言されましたが、この認識で捉えてよろしいのか。委員会として、先ほどとダブリますが、説明会や書面の経過、これをどのように把握して、その点を踏まえて今回どのようにこの陳情に当たって重みづけをされたのか、これを2点目として伺いたいと思います。

先ほど同僚議員の質疑の中で内規についてのものが出てきました。委員会協議会の運営に関する申合せ事項というところで、令和3年3月18日作成されたものになっております。8の傍聴のところ、原則として確かに傍聴は受け付けないという運用規則になっております。ただ、ただし書で、「但し、委員外議員の傍聴は、委員長が許可した場合に傍聴できるものとする」となってますので、今回のもし申合せ規則どおりに運用されたとすると、許可が出なかったというような運用になるのかなと思ひまして、この辺りの運用上のところの理解を正しくしたいので、3点目として、そこの部分を確認したいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長 署名を集めた時期については、申し訳ございません、把握しておりません。ただ、多くの方がまだあの状況について合意の意を示しているわけではないという状況は把握しております。

2点目です。説明会の時期というのは、2024年8月25日が1回目、2回目が2025年8月12日に行われていると把握しています。

重みという表現をされましたが、重みについては特に事実として、そういったことがあるという認識をしているというところにとどめたいと思います。

そして3点目、おっしゃるとおり、傍聴は委員長の許可があればということなんですけれども、これ先ほどもちょっと申し上げましたとおり、これまでの任意の勉強会については、ほかの委員の方の傍聴というのは可能で一緒に勉強してきました。そういった認識でおりましたところ、当日朝確認をしたところ、事務局のほうと傍聴できないんですよということで、しっかりそこの議論をしないまま、当然私は傍聴できるものという認識でおったんですけれども、そうではないということで、ちょっとやっぱり朝でそういったところでは準備不足が否めないんですが、バタバタしまして、内情を確認せぬまま傍聴できないんだということで、そういった進捗になったということでもあります。

以上です。

○石 飛 議 長 益田議員。

○益 田 議 員 さて、おおむね理解できました。特に傍聴のところについては、運用上、申合せというの、もう5年前になりますか、かなり以前につくられているものという認識もありますので、ここについては先ほど委員長の答弁にもあったように、しっかりと今後見直しについては必要なもの

であるかなというふうに受け止めておりますし、私自身も傍聴に向かう際に、この内規をきちんと理解して、しっかりと取り組んでおれば、中に入って傍聴することもできたかなというふうには受け止めておりますので、これについては今後の課題として私自身も受け止めたいなと思っております。

その上で伺いたいのが、この陳情の文中にある1点目のところ、以下の事項について対応されるように求めますというところで、「現在の建設予定地について、住民の生活環境及び通学路の安全確保の観点から改めて検証すること。」と、及び2点目については、「民家との近接や道路条件等を踏まえて検討を行うこと。」とあります。

これは産業厚生常任委員会として、この意見書を国に提出することで結果として何が動くことを最も想定、期待をされているのかと。例えば、国や関係機関による事実確認なのか、事業者に対する追加説明、安全面の再確認がされることなのか、あるいは計画内容や立地条件のそもそも見直しに向けた働きかけなのか、この辺り少し整理をしたいなと考えております。委員会として最も現実的な着地点ですとか、求めたい対応が何であるのかというところを伺いたいのが1点目になります。

あわせて、3点目にあります「地域住民への丁寧な説明と十分な合意形成を図ること。」とありますが、何をもって十分な合意形成と指すのかというところで、住民全員の賛成まで求めるものではないかもしれませんが、そうであるならば、今後どのような事実や状況が積み重なってくれば説明が尽くされたと、合意形成に向けた対応がされたと判断できるものなのか。この辺り、委員会として判断の材料にしたいと考える点があれば具体的に伺いたいなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長 2つお伺いしましたが、答えは1つですね、住民の皆さんからすると十分に納得をしていないというところに尽きると思います。

どのような状態になればということですが、進めるのであれば納得を得られる、理解を得られる状態でなければ、また見直しを考えるということだと思います。そこに尽きると思いますが、まずはそういう状況であるということを許可権限のあるところにお伝えをするというところに尽きると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を。

益田議員。

○益 田 議 員 分かりました。あくまでも、住民の方の総意のところを主眼に置くんだというふうに受け止めました。

それでもって最後に伺いたいんですが、今回国に意見書を提出すること自体は委員会の判断として尊重して理解するとした上で、この住民の

生活環境、安全確保、説明、合意形成という、ここの課題については、その意見書を出して終わるという性質のものではないんじゃないかなというふうに理解をしています。

そうしたときに、これを提出した後、産業厚生常任委員会として、今後も本件を所管として継続的に状況確認して、必要に応じて関係者への先ほどあった事業者からの説明聴取ですとか、経過確認などを積極的に行っていく考えがあるのか。あるいは今回の意見書提出をもって一旦の区切りとなってしまうのか。先ほど地域住民への丁寧な説明と十分な合意形成を図ることという点が、本当に住民の皆様の思われたところが全てであるというのを理解した上で、委員会としての今後の関与方針を伺いたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

南澤議員。

○南澤産業厚生常任委員長 今後のことについて、委員会内では協議ができておりません。

今、伺った意見を参考に、また委員会内で協議をしたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。

本案は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに異議はありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず反対の討論があれば、反対の討論をお願いしたいと思います。

まず反対の討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高（昌）議員 この意見書を国に出すということそのものに、私は反対の立場でおります。

質疑のときに申し上げたように、地域の皆さんのいろんな課題というのは共有しておるつもりなんです。ですから、いきなり国にこの意見書を出すということそのものが私はどうなのかという視点で反対をしております。

やはり、まず安芸高田市議会、あるいは安芸高田市、あるいは県、経済産業省あたりに取り組むべき課題がまずあるんじゃないかなと。地域の住民の皆さんの思いを本当に反映していくのであれば、いきなり総理大臣にこの意見書を提出するというよりか、もっと先にすることがあるだろうというふうな思いで、この意見書を提出するということに対

しては反対をしたいと思います。

その上で、先ほども議論がありましたように、委員会できちんと今後のことも含めてやるというようなことをされるべきだろうというふうに思いますので、そういった方向に行くべきだというふうな立場で、この意見書を国に提出するということには反対をさせていただきます。

○石 飛 議 長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

浅枝議員。

○浅 枝 議 員 私、賛成討論の意見をさせていただきます。

先ほど同僚の熊高議員からも言われたように、国とかに直に行かれるのはどうかという御意見いただいたんですけど、この陳情書が出されるまで地元の住民の方は、十分、国、県、動かれていらっしゃる。

そういう中で、自分たちでなかなか打破できない部分というのがあるという御相談をいろいろな議員のほうにされていらっしゃる。そういう中で、今回の陳情書に至ったと私は思っておりますので、この陳情書を国に出すというのは、妥当なというか、地元住民の方々が今まで段取りをきちんと踏んでらっしゃった上での陳情書までの日にちかなと思っておりますので、賛成させていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長 次に、反対討論の発言を許します。

益田議員。

○益 田 議 員 提出に反対の立場で討論いたします。

まず、先立って申し上げたいのは、地域住民の皆様が抱いておられる不安や懸念を決して軽く扱うべきではないと、そういった趣旨のものではないという点です。

騒音や振動、搬入道路の状況、通学路の安全確保といった論点は生活に直結する重大な問題であり、議会としても重く受け止めなければならないと思います。また、地域で9割に上る反対署名が集まったことも、地域に強い懸念が存在していたことを示すものだとして受け止めております。

その上で、この重い懸念を受けて、今後何をもって対応の前進とみなすのか、意見書を提出した後も委員会が責任を持って関わっていくのかという点を問わせていただきましたが、答弁を通じて判断基準についてはやや抽象的であるかなと。委員会として、今後継続的に状況確認や説明聴取を行っていく方針が明確に示されたとは言い難いと判断いたしました。

本意見書は、方向性としては理解できるんですが、議会の正式な意思表示として責任を持って出すというところには整理が十分とは言えないのかなと個人的に判断をしております。

住民不安を受け止めること自体には異論はありません。意見書にあるとおり、再生可能エネルギー施策そのものを一律に否定するという立場でももちろんありませんが、国に対して意見書を提出する以上は、今後何を求めていく、今後何をもって対応が前進したと評価して、委員会が

どのように関わっていくのか、議会がどのように関わっていくのか含めて明確にしてから行うべきと考えまして、今後の関与方針が委員会内で議論されることを願った上で、本発議に対しては反対をいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 次に、賛成の討論の発言を許します。

新田議員。

○新 田 議 員 今いろいろ意見を聞かせていただきまして、私は地元の住民の声も伺いましたし、地元も見学に行っていました。そこで感じたのは、あまりにも建設地が住民の住んでいらっしゃる所と近いと、まさに今要望いただいているこの内容と一致するなというところで感じさせていだきました。

私としては、このバイオマスの建設に決して反対しているわけではなく、本当に困った住民の方、これからインフラが壊れていく可能性があるということで、しっかり聞いていただきたいということで、このたびの陳情だったと私は感じております。

生活環境を考える中で、住民の方がやむにやまれぬ思いで我々議員に相談されたということに対して、まず今できることをやるというところで、今回は国に対して、この地域がこういう形で困ったということを認識していただきたいという旨を伝えるという意味で、賛成の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

○石 飛 議 長 次に、反対の討論の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 反対討論なしと認めます。

次に、賛成の討論の発言を許します。

佐々木議員。

○佐々木議員 陳情に対する賛成の立場で討論いたします。

委員会内でも意見をさせていただきましたが、バイオマス発電事業自体は地域資源の活用策として大事な手段と考えています。

その上で造る場所等々に含めて、いろんな影響が出るというところを含めて、理解を深めていく必要があると感じています。

また、個別で先方業者に質問させていただいた内容に対して、発電で出た残余熱に対して再利用する方針ではあるが、まだ検討中であるという回答が、2025年11月28日以前の回答としてありました。

今後検討した結果が再利用のためにさらなる設備導入の有無、また環境への影響というところに変化が生じる可能性もあり、地域住民に説明が必要な状況になる可能性が高いというふうに考えています。

また、同僚議員からもありました質疑、また討論に対しても、委員会として今後取り組んでいく必要性というものは十分に感じています。

その上で、市、県含めて、もともと国にあるガイドライン、これ自体

も本当に正しいかどうか、住民の方が納得した上で進められるかどうかというところに関しても確実性があるわけではないので、こういう意見書を示すことによって少しずつ変わっていくものと考えております。

よって、賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○石 飛 議 長 ほかに賛成の討論はありませんか。

児玉議員。

○児 玉 議 員 私も賛成の立場で討論させていただきます。

今回の地域の皆さんの不安というのは、非常に同様に感じるができます。

特にこういった発電事業、バイオマスもそうですが、太陽光、地熱発電、風力発電、いろいろと経済産業省が進めておるわけですが、国の発電設備が足りないというのは重々これは理解されて進められておりますけれども、一方で環境問題というのが後回しになっておるんじゃないかという感じを思っております。

その中でも特に中小の発電事業というのは、国の規制にかからないところが非常にたくさんあります。そういった意味では、こういった課題を国に上げて少しでも環境に関する法律がたくさんありますけれども、そういったところに見直しが進んでいけばということを期待して賛成いたします。

○石 飛 議 長 ほかに賛成の討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号「安芸高田バイオマス発電所事業計画に伴う意見書」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 発議第3号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○石 飛 議 長 日程第33、発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

11番 大下議員。

○大 下 議 員 発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、執行部から提案がありました一般職及び常勤の特別職の

旅費等の一部改正の取扱いと同様、市議会議員についても条例の一部を改正するものです。

改正の内容について説明をいたします。

交通費は鉄道運賃の特急料金について距離制限を廃止したほか、タクシー等の費用をその他交通費として支給することとします。

宿泊費等については、これまで東京・大阪など都市部を甲地方、その他の地方を乙地方とする2区分で定額支給していましたが、改正後は地域区分ごとに設定した宿泊基準額を上限額として支給することといたします。また、いわゆるパック旅行を包括宿泊費として新設し、実費支給を行うことができることといたします。

宿泊手当については、現行の日当を宿泊手当として改正し、宿泊費に含まれる食事に応じて800円から2,400円を1夜当たりの定額で支給することとします。

改正条文について御説明いたします。

議案書の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

第4条と第5条改正では、支給する旅費の種類及び額を別表に定めていたものを先ほどの内容に改めるものです。

続いて、附則です。

第1項は、この条例の施行日を令和8年4月1日から施行と規定をするものです。第2項は、経過措置として、この条例の施行の日以降に出発する旅行について適用し、施行日前日に出発した旅行については、従前どおり取り扱うこととするものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○石 飛 議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。

本案は委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長

質疑なしと認め、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長

討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより、発議第3号「安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○石 飛 議 長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議会広報特別委員会への付議事件の追加について

○石 飛 議 長 日程第34「議会広報特別委員会への付議事件の追加について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会における市公式LINEの利活用について調査を行うため、議会広報特別委員会に付議事件の追加を行い、調査が終了するまで閉会中も継続して調査研究を行うことにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、議会における市公式LINEの利活用について調査を行うため、議会広報特別委員会に付議事件の追加を行うことに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議会改革特別委員会の中間報告について

○石 飛 議 長 日程第35「議会改革特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会から、中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議疑なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。議会改革特別委員長の発言を許可します。

秋田議会改革特別委員長。

○秋田議会改革特別委員長 議員定数及び議員報酬に関する調査の中間報告を行います。

まず、中間報告をさせていただく目的から御説明をさせていただきます。

目的は2点ございます。1点目は、委員会活動の積極的な公開と見える化を推進するためでございます。それから、2点目といたしましては、市民アンケート及び意見広聴会の結果、いわゆる民意を適切なタイミングで議会及び市民の皆様にお知らせするためでございます。

次に、審査の経過及び結果について、御説明をいたします。

本委員会では、安芸高田市の人口規模や財政状況、議会の役割を踏まえ、適正な定数、報酬について調査、協議を進めてまいりました。経過と協議内容では、今後の調査項目及びスケジュールについて協議を行い、今後の議論の参考とするため全議員を対象にアンケートを実施し、現時点の各議員の所感を確認いたしました。また、県内の市議会及び全国の

人口2万人以上3万人未満の市議会の面積、人口、定数、報酬、政務活動費について調査し、さらには市議会の一般会計予算額、議会費、議会が一般会計に占める割合並びに県内14市議会の議員構成等を調査いたしました。

今回の特別委員会で特筆すべき事項として、市民との意見広聴会の実施が上げられると思っております。この開催につきましては、最初の委員会の調査項目及びスケジュールの中で組み入れ、12月の開催をめぐり4回の委員会協議を重ね予定どおりに開催することができました。また、その後、直ちに委員会を開催し、意見広聴会の結果を共有して意見交換を行いました。

その中で、委員外議員に広聴会の取りまとめの配付を決定し、広聴会結果速報としてホームページにも掲載をいたしました。また、意見広聴会と同時に、市民アンケートの実施についても当初からスケジュールに組み入れ、3回の委員会協議を経て、10月から12月下旬の期間で1,000名へのアンケートを配布し、496名の回答をいただきました。

アンケート結果について、令和8年1月5日に委員6名で入力作業を行い、市民アンケートの現時点での議員定数、報酬に関する所感について意見交換を行ったところでございます。

次に、主な調査事項では、議員定数については本市における議員定数の変遷、人口2万人以上3万人未満の90市議会及び本市の状況、広島県内の市議会の状況、議員報酬月額では先ほどと同じく90市議会の平均と本市の状況、広島県内の状況、県内における市長副市長の報酬月額が同額の自治体との比較について調査いたしました。また、意見広聴会、市民アンケートの実施について結果のまとめを行い、協議をいたしました。

調査の分析といたしましては、議員定数では、全国の90市議会、人口2万人以上3万人未満の市議会と比較すると、定数の平均値は15.9人、本市では16人となっております。それから議員1人当たりの人口の平均値は1,618名、本市では1,627名と、どちらもほぼ同じ数値となっております。

一方で、議員1人当たりの面積では、全国平均では19.7キロ平方メートル、本市では33.6キロ平方キロメートルとなっており、大変広がっております。また、今回の意見広聴会と市民アンケートの結果では、多いと思うと回答された方が半数近くを占められています。

なお、議会費が一般会計に占める割合を分析することは、事業や災害復旧等の外的要因により予算決算額が増減することで議会費が占める割合が左右されるケースがあり、議員共済費の負担割合の変更や、人事院勧告が議員人件費に大きく影響する年度があるという事由により困難でありました。

議員報酬では、全国90市議会と本市との比較では、議長、副議長の報酬月額の平均値はほぼ同額で、議員の場合は平均値より約5,000円低くなっております。また、25市議会が正副委員長の報酬額を定めています。

県内の他市議会と比較すると、本市と江田島市の報酬額が最も低く、以前同額だった庄原市では昨年度に報酬額の増額を決定しています。また、県内5市が、正副委員長の報酬額を設けております。現況では、物価の高騰、公務員の給与上昇、長年にわたる報酬額の見直しが行われていなかったことを理由に、20年から30年ぶりに報酬額の見直しをされた議会が増えております。令和6年度に1市が増額、令和7年度に1市が現状維持を決定したものの、2市2町が増額を決定し、2市が報酬審議会に検討を依頼している状況がございます。

議員報酬の調査では、特筆すべきことに意見広聴会と市民アンケートで意見が大きく異なった点が上げられます。広聴会では、「報酬が少ない」との回答が42.9%に対し、市民アンケートの結果では「多い」が34.4%であったことです。

現時点での所感の整理と今後の方向性では、議員定数について本市においては、合併以降、段階的に削減をしてきましたが、今日の財政状況や今後の人口動態等を考慮して定数の見直しを求める意見が多く、定数削減の方向に絞られつつあります。削減数は、常任委員会構成や議会の機能維持に必要な最低限の人数の確保を考慮し、2名削減と3名削減の2案に意見が分かれております。

議員報酬では、大きく3案に意見が分かれております。1案は、近年の物価高騰や議員の成り手不足の懸念から一律に増額すべき。2案としては、役職の負担を考慮し、正副議長、常任委員長の報酬を増額し、一般議員の報酬は据え置くべき。3案では、議員活動の見える化が不十分との市民の声があることから、改善できるまでは現状維持とすべきという3案でございます。

終わりととして、議員定数及び議員報酬の見直しは、本市の財政状況、市民への影響、議会の果たすべき役割の確保、地域の将来像を踏まえ、総合的に判断する必要があります。本委員会では、類似規模自治体との比較検討を行いながら、議会機能を維持、強化するための適正な方向性について慎重に協議を進めてまいりました。今後も論点の整理と調査を継続し、最終報告において、より明確で実効性のある提言を示すことができるよう、委員会として責任を持って進めていく所存でございます。

以上で、議会改革特別委員会の議員定数及び議員報酬に関する調査の中間報告といたします。

○石 飛 議 長

以上で、中間報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南 澤 議 員

6ページの議員報酬月額について、中間報告の①についてお伺いします。

全国平均と安芸高田の議員報酬月額については比較してるんですが、委員長、副委員長について調査していただいているんですが、全国平均の議員平均報酬より委員長、副委員長の報酬のほうが低いというのはちょ

っと理解に苦しませて、一般的には手当がついてるところがあるので、委員長、副委員長の報酬のほうが平均より高くなるのが一般的ではないかなというふうに認識してるんですけども、議員の平均よりも、委員長、副委員長のほうが報酬低くなっている点についてちょっと御説明いただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
秋田議員。

○秋田議会改革特別委員長 理由として説明というのが、なかなか私もしにくいところはございます。あくまでも全国の平均を出させていただきながら、こういう結果状況が出たということで御認識いただきながら、今後の議員報酬、本市の在り方、正副委員長、そこら辺りの在り方も、やはりこうした全国ではこういう平均だということですがどうなのかという参考にさせていただければと思うんで、今のどうして低いかということになると、平均できておりますんで、そうではないかなという答えしかできません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
南澤議員。

○南 澤 議 員 内容はこれで正しいと、精査をされてこういうことだという認識でよろしいんでしょうか。

ちょっと何かどこかに間違いがあるんじゃないかなというふうに思ってしまうんですが、そういうわけではないということではよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 秋田議員。

○秋田議会改革特別委員長 間違いではないというふうに思っております。

詳しくは、また事務局も含めて再度調べることはできますので、そのようにさせてもらうかも分かりません。

○石 飛 議 長 ほかに質疑はありませんか。
(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。
以上で、質疑を終結いたします。
以上で「議会改革特別委員会の中間報告について」を終了いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第36 議員派遣の件について

○石 飛 議 長 日程第36「議員派遣の件について」を議題といたします。

議員派遣については、会議規則第167条の規定により、お手元に配付しておりますとおりに決定いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 閉会中の継続調査の件について

○石 飛 議 長 日程第37「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。
議会運営委員長、総務文教常任委員長及び予算決算常任委員長より、
お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出が提出されて
おります。

本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。
よって、本件については、これを承認することに決しました。
以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしまし
た。

これにて、令和8年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員